

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年3月10日（火） 8：28～8：40

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 8件

○国会提出案件 14件

○法律案 6件

○政令 3件

○人事 4件

○配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日・スウェーデン社会保障協定」外4件の条約の締結につき、国会の承認を求めることについて、御決定をお願いいたします。スウェーデン及びフィンランドとの各「社会保障協定」は、保険料の二重払いの回避等のための措置等について定めるものであり、「日・ベトナム受刑者移送条約」は、本国で刑に服する機会を与えるための移送に係る手続等について定めるものであり、「専門機関特権免除条約附属書18」及び「国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権免除協定」は、世界観光機関及び国際獣疫事務局の我が国所在の各事務所に対して与えられる特権及び免除等について定めるものであります。

次に、「行政文書の管理における「歴史的緊急事態」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、北村大臣から御発言があります。

次に、「パナマ国」及び「スーダン国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、3月13日、信任状捧呈の予定であります。

次に、質問主意書に対する答弁書14件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案6件について、御決定をお願いいたします。まず、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正法案」は、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、同感染症を暫定的に同法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施するものであります。

次に、「科学技術基本法等の一部改正法案」は、科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改めるとともに、同法の対象に人文科学を追加するほか、内閣府に「科学技術・イノベーション推進事務局」を新設する等の措置を講ずるものであります。

次に、「個人情報保護法等の一部改正法案」は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人が識別される個人データに係る利用停止及び消去等の請求権の要件を緩和するとともに、特定の個人を識別することができないように加工した情報の利活用に係る規律等を定めるものであります。

次に、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正法案」は、著作物等の公正な利用を図るとともに、著作権等の適切な保護に資するため、インターネット上の海賊版対策の強化及び著作物の円滑な利用を図るための措置等を講ずるものであります。

次に、「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部改正法案」は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求めない保証の創設等の

措置を講ずるものであります。

次に、「大気汚染防止法の一部改正法案」は、建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策を強化するため、規制対象を全ての石綿含有建材に拡大するとともに、解体等工事に係る事前調査の方法を定め、当該調査結果を都道府県知事へ報告することを義務付ける等の措置を講ずるものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」は、同法の規定に基づき、衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスクの譲渡を禁止する等の措置を講ずるものであります。

次に、「生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、認定新技術等実証実施者が、保険事業において新技術等を提供し、かつ、再保険契約の締結の代理等を行う場合には、少額短期保険業者が再保険を引き受けることができる特例措置を定めるものであります。

次に、「航空法関係手数料令の一部を改正する政令」は、航空機に対する補助信号の送信を地上から直接行う機能を有する衛星航法補助施設について、その設置の許可の申請等に係る手数料の額を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、スーダン国駐箚大使浦林紳二外2名を願いに依り免ずること、特命全権大使新美潤外4名に、平和と安定に係る国際協力の実施に関し、関係諸国・国際機関等と協議するための日本政府代表等を命免すること、及び、イタリア国駐箚大使大江博に兼ねてサンマリノ国等駐箚を命ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、土肥義胤外162名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「開発協力白書」があります。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、2か国、5機関に対する計7件、総額約35億円の贈与を行うものであります。個々の案件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、北村大臣。

○北村国務大臣：新型コロナウイルス感染症については、その発生及び蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。

このような状況を踏まえ、今般の事態は、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項となり得るものであり、その教訓が将来に生かされるものとして、行政文書の管理に関するガイドラインに規定する「歴史的緊急事態」に該当するものであります。

関係閣僚におかれましては、本事案に対応する会議等の記録を始め、後世に本事案への対応の経緯や教訓を残していくため、適切に文書が作成・保存されるよう、所属の職員への指導の徹底をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、外務大臣から2件御発言がございます。

○茂木国務大臣：まず、政府開発援助（ODA）の実施に当たっては、国民の理解と支持を得ることが不可欠であり、外務省は、毎年、開発協力の実績や課題別・地域別の政策を開発協力白書としてまとめ、公表しています。2019年版の開発協力白書は、本日公表される運びです。

白書を通じ、開発協力に対する国民の関心と理解が更に深まり、一層の支持が得られることを期待します。

次に、ベネズエラ周辺国における避難民、サヘル地域における人道危機、シリア北西部における人道危機及びケニア、ソマリア、ジブチにおけるサバクトビバッタ被害に対する支援として、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連世界食糧計画（WFP）に対し、合計4,895万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。

具体的には、これらの国際機関と連携しつつ、食料、シェルター、毛布、テント等の援助物資の配布や、脆弱な人々の保護、教育等の分野での支援を実施します。

○菅国務大臣：次に、私から、第201回国会（常会）における内閣提出予定法律案及び条約の閣議付議状況等について、申し上げます。

今国会の内閣提出予定法律案及び条約につきましては、追加で提出することとなった「新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法案」を含め、本日決定された法律案、条約と併せて、法律案51件、条約16件が決定されました。

これにより、閣議付議期限である本日までに閣議決定できないものは、「国家公務員法等改正法案」及び「地方公務員法改正法案」の法律案2件となります。

主務大臣におかれては、早期決定のため引き続き御尽力をお願いいたします。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令和 2 年)
3 月 10 日 (火)

◎ 一般 案 件

- 資 料 あり ○ 社会 保障 に 関 する 日 本 国 と ス ウ ェ ー デ ン 王 国 と の 間 の 協 定 の 締 結 に つ い て 国 会 の 承 認 を 求 め る の 件 (決 定) (外 務 省)
- 〃 ○ 社会 保障 に 関 する 日 本 国 と フ ィ ン ラ ン ド 共 和 国 と の 間 の 協 定 の 締 結 に つ い て 国 会 の 承 認 を 求 め る の 件 (決 定) (同 上)
- 〃 ○ 刑 を 言 い 渡 さ れ た 者 の 移 送 に 関 する 日 本 国 と ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国 と の 間 の 条 約 の 締 結 に つ い て 国 会 の 承 認 を 求 め る の 件 (決 定) (同 上)
- 〃 ○ 専 門 機 関 の 特 権 及 び 免 除 に 関 する 条 約 の 附 属 書 X VIII の 締 結 に つ い て 国 会 の 承 認 を 求 め る の 件 (決 定) (同 上)
- 〃 ○ 国 際 獣 疫 事 務 局 ア ジ ア 太 平 洋 地 域 代 表 事 務 所 の 特 権 及 び 免 除 に 関 する 日 本 国 政 府 と 国 際 獣 疫 事 務 局 と の 間 の 協 定 の 締 結 に つ い て 国 会 の 承 認 を 求 め る の 件 (決 定) (同 上)
- 〃 ○ 行 政 文 書 の 管 理 に お け る 「 歴 史 的 緊 急 事 態 」 に つ い て (了 解) (内 閣 府 本 府)
- 資 料 な し ☆ パ ナ マ 国 特 命 全 権 大 使 カ ル ロ ス ・ ア ル ベ ル ト ・ ペ レ ・ ア ギ ー レ 外 1 名 の 接 受 に つ い て (決 定) (外 務 省)

◎ 国 会 提 出 案 件

- 資 料 あり ○ {
 - 1. 衆 議 院 議 員 初 鹿 明 博 (無) 提 出 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 感 染 拡 大 を 受 け 東 京 オ リ ン ピ ッ ク 開 催 の 是 非 を 判 断 す る 期 限 に 関 する 質 問 に 対 す る 答 弁 書 に つ い て (決 定) (内 閣 官 房)
 - 1. 衆 議 院 議 員 丸 山 穂 高 (無) 提 出 ス マ ー ト シ テ ィ 構 想 に 関 する 質 問 に 対 す る 答 弁 書 に つ い て (決 定) (内 閣 府 本 府)
 - 1. 衆 議 院 議 員 早 稲 田 夕 季 (立 国 社) 提 出 マ ス ク と 手 指 の 消 毒 液 の 品 不 足 解 消 に 関 する 質 問 に 対 す る 答 弁 書 に つ い て (決 定) (消 費 者 庁)

1. 参議院議員白眞勲（立憲・国民・新緑風会・社民）提出クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係船舶」の該当性に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 衆議院議員早稲田夕季（立国社）提出観光地の小規模事業者に対する支援の充実に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員稲富修二（立国社）提出歯科治療の材料である金銀パラジウム合金の購入価格が保険償還価格を上回る「逆ザヤ」に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員初鹿明博（無）提出新型コロナウイルスの検査に公共交通機関を利用しないで行くことに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員初鹿明博（無）提出小中高の一斉休校による保育所・学童保育・放課後等デイサービスの新型コロナウイルス対応に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出新型コロナウイルス感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員丸山穂高（無）提出キャッシュレス決済による消費者問題に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）
1. 衆議院議員松原仁（立国社）提出新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた公共交通機関の乗車率緩和に関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）

1. 参議院議員白眞勲（立憲・国民・新緑風会・社民）提出中東地域における日本関係船舶の防護と国際法上の旗国主義に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）
1. 参議院議員伊波洋一（沖縄）提出辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

◎法律案

資料あり
資料あり

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 科学技術基本法等の一部を改正する法律案（決定）（内閣府本府・文部科学・経済産業省）
- 〃 ○ 個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）
〔個人情報保護委員会・内閣府本府・文部科学・厚生労働・経済産業省〕
- 〃 ○ 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（文部科学省）
- 〃 ○ 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（経済産業・財務省）
- 〃 ○ 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（決定）（環境省）

◎政令

資料あり
資料あり

- 国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省・消費者庁・経済産業省）
- 〃 ○ 生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○ 航空法関係手数料令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）

◎人 事

資料あり
資あ

- 特命全権大使浦林紳二外 2 名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○特命全権大使新美 潤外 1 名に平和と安定に係る国際協力の実施に関し，関係諸国・国際機関等と協議するための日本政府代表を命免し，水産庁増殖推進部長黒萩真悟外 1 名に日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定及び漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づくロシア連邦の 200 海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの 2020 年における漁獲に関する日ロ政府間協議日本政府代表等を，外務省欧州局ロシア課長宮本哲二に漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第 36 回会議日本政府代表代理を命ずることについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆土肥義胤外 162 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆ 2019 年版開発協力白書

（外務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 2 年 〕
〔 3 月 10 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し

○ 無 償 資 金 協 力 に 係 る 取 極 の 締 結 (令 和 元 年 度 第 6
次 取 り ま と め 分) に つ い て (決 定) (外 務 省)

[○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し]